

県南地域（西白河郡矢吹町）で申立人父と同居しており、原発事故直後に避難した申立人母及び子2名（原発事故当時7歳、4歳）並びに避難先で平成23年5月に出生した申立人子1名について、その避難時期や自主的避難等対象区域との近接性、更には原発事故により家族が離れて生活することになったこと等の事情を考慮して、中間指針第一次追補が定める自主的避難等対象区域における損害の賠償と同等の損害の賠償（申立人母及び子3名につき、それぞれ、本件事故発生から平成23年12月末までの損害の賠償として20万円ずつの合計80万円）等がされた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、X2、X3、X4及びX5（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

【損害項目】

1 平成23年分

（1）避難費用

- ① 避難交通費（平成23年3月16日）

金65,600円

- ② 引越関連費用（平成23年3月11日～同年12月31日）

金73,400円

（2）生活費増加費用

- ① 駐車場費用（平成23年6月1日～同年8月31日）

金9,000円

- ② 二重生活に伴う生活費増加分（平成23年3月16日～同年8月31日）

金180,000円

- ③ 家財道具等購入費用（平成23年3月16日～同年8月31日）

金150,000円

- ④ 面会交通費（平成23年5月26日～同年8月8日）

金166,400円

（3）精神的損害（平成23年3月11日～同年12月31日）

金800,000円

2 平成24年分

（1）避難費用

- ① 避難交通費（平成24年3月1日～同年3月27日）

金81,800円

- ② 引越関連費用（平成24年1月20日～同年3月28日）

第2 和解金額

被申立人は、第1項記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金1,549,850円の支払義務があることを認める。

第3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第2項記載の金員のうち、金800,000円を支払済みであることを確認する。

第4 支払方法

(省略)

第5 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、当事者間に何らの債権債務がない。ただし、第1の1・(2)・④、同(3)記載の損害項目については、本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成28年12月28日

(仲介委員 寺崎京)